

〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン第2版 正誤表

頁	該当箇所	誤	正	訂正日
36	(3)許容差の範囲 ア. 許容差の範囲の規定	「許容差の範囲内にある一定の値」を表示する場合、販売されている期間中、どの商品を取っても、食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法により得られた値の許容差の範囲内に、表示値がある必要があります。	「許容差の範囲内にある一定の値」を表示する場合、販売されている期間中、どの商品を取っても、食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法により得られた値が表示値の許容差の範囲内にある必要があります。	平成30年5月18日